$\overline{\mathbb{X}}$ 

域

X

分

山口県知事

村 岡

嗣

政

和久区域

法第百四条第二号に掲げる漁業

口

山口県告示第二百七十一号

山

域及び区分について法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。 五項において準用する法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、

平成三十年七月二十四日

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第百八条第

次の区

被災者生活再建支援法の政令で定める自然災害(厚政課)

漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意(農林水産政策課)………………………………

報

○公告

○告示

目

次

平成 30 年 7月24日 (火曜日)

(一六一) 災害救助法の規定に基づく救助の実施 (昭和二十二年法律第百十八号)の規定に基づく救助を実施しました。 平成三十年七月六日の大雨による災害に関し、

同日から次の区域に対して災害救助法

平成三十年七月二十四日

山口県知事

村

岡

嗣 政

岩国市の区域

(一六二) 被災者生活再建支援法の政令で定める自然災害

援法(平成十年法律第六十六号)第二条第二号の政令で定める自然災害に該当します。 平成三十年七月六日の大雨により発生した次の区域に係る災害は、被災者生活再建支

平成三十年七月二十四日

山口県知事

村 岡 嗣 政

岩国市の区域

平成三十年七月二十四日発行平成三十年七月二十四日印刷

発発 行行 人所

山口県知事